

令和2年 第2回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

令和2年2月19日 開会

令和2年2月19日 閉会

岩見沢市教育委員会

令和2年 第2回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

(令和2年2月19日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第4号 教育長の一般経過報告について
- 2 議案第4号 令和2年度教育委員会関係予算について
- 3 議案第5号 令和元年度教育委員会関係補正予算について
- 4 議案第6号 令和2年度教育行政方針の設定について
- 5 議案第7号 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 6 議案第8号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 7 議案第9号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 8 協議 3 岩見沢市立小・中学校適正配置計画の策定について
そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希

教 育 部 長	井 筒 亨
社会教育・子育て支援担当次長	所 美 穂 子
学 校 教 育 課 長	戸 沼 貴 志
指 導 室 長	鳶 野 郁 夫
学 校 給 食 課 長	田 公 寿 幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	白 石 丈 人
教 育 施 設 課 長	是 廣 敏 明
図 書 館 長	杉 原 理 美
緑陵高等学校事務長	杉 田 操

事務局学校教育課総務係長

石 川 貴 規

事務局学校教育課総務係

岩 端 浩 太

午前10時00分 開会

○三角教育長 それでは、ただ今から令和2年第2回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、秋山委員さんをお願いいたします。

初めに、日程番号1、報告第4号 教育長の一般経過報告について、私から説明いたします。

1月9日からの記載になっております。

14日ですが、強化指定選手等アスリート奨励金交付ということで、スノーボードの強化指定選手に交付しております。

16日、経営塾、経営診断学校評価を行っております。

20日、日本車いすラグビー連盟訪問ということで、東京日本財団に伺って、車いすラグビー連盟に行っております。このときに、次年度の合宿、あるいは大会実施についての確認をしたところです。

27日、実践塾ということで、中学校の先生が模擬授業を行っております。

30日、教職員の給与等に関する特別措置法、働き方改革についての講義、それから情報提供ということで、文科省の担当官による説明会をしております。

2月6日、令和2年度当初公立高校教職員人事異動に係る第二次協議並びに第三次協議ということで、道庁、道教委において、緑陵高校の人事についての協議を行っております。

以上、1月9日から2月9日までの当市の経過報告ということでさせていただきます。

委員の皆様から何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 なければ、本報告について、終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○井筒教育部長 議案第4号 令和2年度教育委員会関係予算について。

令和2年度予算の内示があったことに伴い、市議会の議決を経るべき教育委員会関係予算について、ご意見を伺うものであります。

議案第5号 令和元年度教育委員会関係補正予算について。

市議会の議決を経るべき令和元年度教育委員会関係補正予算案について、ご意見を伺うものであります。

議案第6号 令和2年度教育行政方針の設定について。

令和元年度の教育行政を進める上での基本的な考え方、方向性を示すものであります。

議案第7号 岩見沢放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第8号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第9号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上です。

○三角教育長 それでは、日程番号2、議案第4号 令和2年度教育委員会関係予算についてを審議いたします。

説明をお願いします。

○井筒教育部長 それでは、令和2年度教育委員会関係予算につきまして、私からは総括的な話をさせていただきます。

机上に予算規模という資料をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

一般会計につきましては、500億円、今年度より2億円、0.4%の減ということで、右下、予算額の推移というグラフがありますが、規模的には過去5番目の規模になるということでございます。

特別会計の高等学校費は5億9,000万円余りで、今年度より0.4%の減となっております。

2枚目の資料、一般会計予算の規模という資料をご覧ください。

右側の歳出の上から3つ目、民生費がございまして。全体の約3割を占めているところですが、この中には、教育関連予算として、えみふる、児童館、保育園、こども園関係で、約18億6,000万円、今年度より9,000万円ほどの増の予算が組まれております。

下から3番目の教育費予算につきましては41億8,000万円、今年度より9億8,000万円、18.9%の減ということになっております。主な要因といたしましては、東小学校の改築、約9億円が終了したことによるものであります。

民生費の中の18億6,000万円と教育費の41億8,000万円を合わせて60億4,000万円、これが一般会計全体500億円の12.1%に相当する金額となっております。先ほど申し上げました高等学校費、約6億円を加えますと、教育委員会所管の全ての予算となるところですが、教育費の41億8,000万円の中には、高等学校費への繰入金5億1,000万円が計上されておりますので、ダブルカウントになってしまいますことから、その分を差し引きました61億2,000万円が教育委員会全体の予算となっております。

同様に計算いたしました今年度、令和元年度の予算が70億2,000万円ということになりますので、令和2年度は9億円、14.7%の減となったところでございます。

続く資料につきましては、各課長のほうから説明させていただきます。

○戸沼学校教育課長 それでは、学校教育課の令和2年度予算案についてご説明をさせていただきます。

昨年12月の第12回教育委員会定例会におきまして、令和2年度の教育委員会関係予算の見積もりについてご協議をいたしました。その後、財政当局の査定を経て、予算の内示があり、学校教育課は3事業について、当初要求よりも変更となっておりますので、その変更となった事由について、ご説明をしたいと思います。

資料1-1ページご覧いただけますでしょうか。

最初に、学教9・15の学校管理事業です。まず、小学校費で、当初見積金額から545万円の減となりましたが、主な要因といたしましては、燃料費における年間使用量の調整、さらには備品購入費における除雪機購入台数の減、これは当初3台予定していたところ2台に減ったということで、小学校費についてはそのような状況となっております。また、中学校費については498万円の減ということになりましたが、主に燃料費の年間使用量の調整によるものでございます。

続きまして、学教11のスクールバス運行管理事業になりますが、238万5,000円の減となっております。主な要因を申し上げますと、消耗品費で購入しておりますタイヤの購入本数の減、さらには車両運行管理委託料の減ということから減額となったものでございます。

最後に、学教12・17の就学援助事業についてです。こちらは、小学校と中学校を合わせまして、685万9,000円の減となりましたが、当初の見積もり段階で、新たに援助費目を追加することとして、クラブ活動費と卒業アルバム代、これを想定しておりましたが、厳しい財政状況を踏まえまして、ほかの事業を優先するという観点から、いずれも査定減となったものでございます。

学校教育課は以上でございます。

○寫野指導室長 指導室でございます。資料1-2をご覧いただきたいと思っております。事業数が多いので、要点を絞ってご説明をいたします。

初めに、指導2、学び・心はぐくむ学校活動支援事業でございます。本事業の中の特別活動にかかわる経費を、学校教育課において支出されることになりました。このため、昨年度比343万3,000円の減となっております。

次に、指導3、特別支援教育の推進事業でございます。今年度と同様、特別支援教育支援員25名、学校看護師1名の予算を獲得しております。

続いて、指導5、コミュニティ・スクール促進事業でございます。指導4の教育指導振興事業に内包されたものが独立をいたしました。学校運営協議会の報償費90名分及び消耗品を合わせて、96万円の予算ということになっております。

続いて、指導8、学力向上対策事業です。ご説明をしているとおり、SEスタディとして土曜学習会、英検学習会が再編となります。さらに、ここに学教のスクールバス運営管理事業と連動することによって、遠距離である保護者の送迎が困難な生徒の送迎をし、受講機会を増やしてまいります。

最後に、指導9、教育研究所運営事業でございます。要求額から53万9,000円の

減となっておりますが、プログラミング教材の購入、ICT教育環境整備事業におけるタブレット20台の購入予算を確保できましたので、今後、授業づくりの研究、その普及について進めてまいります。

指導室は以上でございます。

○田公学校給食課長 学校給食課の予算について、ご説明いたします。

資料のページは、1-3となります。

給食1、学校給食共同調理所運営事業でございますが、事業費全体では、115万8,000円減の6億3,011万8,000円となりました。主な内訳といたしましては、共同調理所の維持管理費用といたしまして、手数料が86万9,000円増の736万3,000円、また、委託料につきましては116万6,000円減の2,932万6,000円となりまして、これに修繕料の82万5,000円減、通信運搬費の3万6,000円減を合わせ、事業費で115万8,000円の減となっております。

学校給食課は以上でございます。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 生涯学習・文化・スポーツ振興課の予算の状況について、ご説明をいたします。

資料につきましては、1-3の下段からになります。

初めに、生文ス2、市民の学び支援事業でございますが、いわみざわ市民大学の講師派遣事務に係る委託料が1万円、査定減となっております。

次に、生文ス9、岩見沢郷土科学館管理事業でございますが、422万7,000円の減となっております。郷土科学館リニューアルに向けた基本計画策定のため、予算要望しておりましたが、リニューアル計画のスケジュール自体の見直しを行うこととしたため、基本計画策定に係る予算を減額したものでございます。

次に、生文ス10、地域文化振興事業でございます。こちらは14万6,000円の増となっておりますが、芸術文化団体及び個人の全国大会出場に対する報奨の増額分が査定減となりましたが、道民芸術祭開催に関する補助金が20万円増額となったものでございます。

次に、生文ス11、文化のまちづくり事業は、70万円の減となっております。はまなすアート&ミュージック・プロダクションが実施する事業への補助金並びに氷室冴子青春文学賞への補助金が減額となったものでございます。

次に、生文ス17、健康・スポーツ振興事業につきましては、218万5,000円の減となっております。平成31年度からメープル小学校で取り組んでおります放課後小学生スポーツ教室に係る委託料の業務期間及び時間延長に伴う増額分が査定減となっているほか、オリンピック・パラリンピック出場者への報奨200万円がゼロ査定となったものでございます。

次に、生文ス26、オリンピック・パラリンピック推進事業につきましては、2万1,000円の減となっておりますが、旅費の査定減によるものでございます。

最後に、生文ス、社会教育施設等管理事業につきましては、社会教育施設が103万5,000円、社会体育施設が30万円の減となっております。社会教育施設の減は、市民会館・文化センター管理事業において、施設利用に係る予約システムが更新の時期を迎えていることから使用料及び賃借料を増額要望しておりましたが、98万1,000円の減額査定となりました。さらには、栗沢文化センターの令和2年12月での閉館に伴い、閉館後の館内整備のために要望しておりました光熱水費5万4,000円がゼロ査定となったものでございます。また、社会体育施設の減は、北村多目的体育館の人工芝改修工事に伴う休館補償として、指定管理委託料30万円の予算を要望いたしましたが、ゼロ査定となったものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○是廣教育施設課長 教育施設課の予算状況について、ご説明をいたします。

初めに、資料1-4、教施1、教職員住宅管理事業です。解体工事の積算内訳の見直しにより203万8,000円の減、解体後速やかに借地を返却することで8万1,000円減額、合計で211万9,000円の減額となりました。

次に、教施2及び6、校舎等管理事業です。修繕費の積算内訳の見直し、また、緊急度が低いと判断されたものについて、減額となりました。小学校で806万4,000円の減額、中学校で90万3,000円の減額、合計で896万7,000円の減額となっております。

内容につきましては、積算内訳の見直しといたしまして、北真小トイレの洋式化の場所の変更、多目的のみ設置、児童・職員用については見送りとなっております。また、そのほか緊急度が低いものとして、高圧ケーブルの修繕等、もう一つが志文小学校のダクト関連の修繕については減額と査定されております。

次に、教施3、学校プール管理事業は要望どおりとなっております。

次に、教施7・18、社会教育施設等管理事業です。修繕や備品の積算内訳の見直し、また、緊急度が低いと判断されたものについて、減額となっております。市民会館・文化センター管理事業は、市民会館大ホール・吊物制御盤と文化センターエレベーター改修設計費で31万9,000円の減額。東山・岡山地区スポーツ施設運営事業は要望どおりとなっております。鉄北地区スポーツ施設運営事業は、総合体育館の防球ネットの修繕を見送りとなっております、123万6,000円の減額。北村多目的体育館、土里夢公園パークゴルフ場運営事業は、備品購入で81万5,000円の減額となり、合計で348万9,000円の減額となりました。

教育施設課は以上でございます。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、子ども課の予算変更についてご説明します。

初めに、子ども1、子ども・子育て支援事業です。児童虐待に関する研修会開催のため、講師謝礼2万円を見込んでいましたが、既存の予算で対応可能とされ、減額されました。

次に、子ども2、子育て総合支援センター事業です。現在、臨床心理士2名を嘱託職員として配置していますが、令和2年度については1名を正職員、1名を会計年度任用職員として要望していました。予算要求の後、職員採用試験により2名が正職員として採用される予定となったため、会計年度任用職員の人件費241万6,000円が不要となり、減額されました。

そのほか、成長記録ファイルである「えみふるファイル」の追加作成経費を見込んでいましたが、令和2年度については、今年度作成分で賄える見込みとなったことから25万6,000円が減額となっています。

次に、子ども4、児童厚生施設運営事業です。東・栄児童館遊戯室の屋根改修680万円が見送りになったほか、燃料費の使用量を見直し11万2,000円が減額されております。

次に、子ども7、留守家庭児童対策事業です。放課後児童クラブのおやつ代を精査し、1万7,000円減額されています。

次に、子ども8、保育所入所運営事業です。予算要求後に19人以下の小規模保育事業所開設の要望が1か所あり、運営費が3,481万1,000円追加となりましたが、西保育園の建設費が国庫補助策定後に補正対応することとなり2,961万9,000円の減額。幌向認定こども園の1号認定、幼稚園利用者の延長保育に係る運営費の調整により、708万円の減額となり、差し引き188万8,000円の減額となりました。

次に、子ども10、病児・病後児保育運営事業です。AEDの購入費として、14万6,000円を見積もっていましたが、赤十字を通じて購入した場合、価格が抑えられることがわかり、4万2,000円の減額となりました。

最後に、子ども12、幼稚園入所運営事業です。従来、幼稚園連合会に対する補助金として、40万円を交付していましたが、全園が子ども・子育て支援新制度に移行し、市が運営費を負担するようになったことから補助金を段階的に削減することとし、対前年比10万円減の30万円を要求していましたが、さらに10万円の査定減となったところでございます。

子ども課については以上です。

○杉原図書館長 図書館の変更部分について、説明をいたします。

図書1、図書館活動運営事業でございます。内示額が、9,244万1,000円と、177万3,000円の減となっております。減の内訳ですが、市立図書館ボイラー監視窓交換修繕料として157万3,000円、また、市立図書館視聴覚システムファイアウォールの改修に伴う専用備品購入費として20万円を計上していたところですが、次年度に先送りとなり、減となっています。

図書館は以上でございます。

○杉田緑陵高等学校事務長 緑陵高等学校の予算状況について、説明をさせていただきます。

緑陵1、学校管理事業でございます。学校管理事業につきましては、53万円の減となっております。これは、間口減により生徒が減ることから、消耗品費、印刷製本費など、さらに圧縮をし、それぞれ消耗品で41万2,000円、印刷製本費で11万8,000円の査定減となったところでございます。

緑陵高校につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第4号について担当課からの説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○菊池委員 教育施設課の北真小のトイレなんですけど、元々あったところはそのままで、別につくるということ。

○是廣教育施設課長 今回、査定で見直しされた部分につきましては、児童用のトイレと職員用のトイレは洋式化を見送るということで、多目的トイレにつきましては、現在設置されておりませんので、一部の部屋を改修して、体育館に近い場所で多目的トイレを設置する、避難所にも対応できるような状況にするということで認めていただいております。

○菊池委員 わかりました。ありがとうございます。

○三角教育長 ほかがございますか。

○武蔵委員 コミュニティ・スクール促進事業が独立したということですので、これは、きっちりやらなきゃならないというあらわれかと思いますが、そういうことですね。

○三角教育長 そうですね。年次計画に従って、令和2年は指導室でやっていきたいと思っております。

○武蔵委員 それと、例えば、教育支援センター事業だったり、文化のまちづくり事業だったり、財源の関係で、一般財源で要望が出ているのが、その他の項目は大分下がっているものがあるんですけど、その辺は、特別何かあるんでしょうか。

○戸沼学校教育課長 特定財源の部分なんですけど、例えば基金を想定した部分で、最終的には、財政当局のほうで財源を見込んでおはめ込む部分がありますので、こちらから何か要求してということではなくて、財政当局のほうで、いろいろと整理をした結果ということになります。

○武蔵委員 わかりました。

○三角教育長 このような形で決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご意見がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第4号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

なお、議案第4号については、市議会第1回定例会において諮られ市議会の議決を経て、決定されます。

続きまして、日程番号3、議案第5号 令和元年度教育委員会関係補正予算について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、議案第5号 令和元年度教育委員会関係補正予算について 生涯学習・文化・スポーツ振興課所管分から説明をさせていただきます。

岩見沢市文化振興基金にかかわる寄附金の増額補正となります。3月補正予算事業一覧をご覧ください。

初めに、健康・スポーツ振興事業における補正ですが、今年度はこれまでにスポーツ振興分として、1件1万円の寄附があり、当初予算で1,000円の予算を計上しておりましたことから、9,000円を補正し、基金への積み立てを行うものでございます。

次に、地域文化振興事業における補正でございますが、今年度はこれまでに文化振興分として、1件10万円の寄附があり、当初予算で1,000円の予算を計上しておりましたことから、9万9,000円を補正し、基金への積み立てを行うものでございます。

以上でございます。

○是廣教育施設課長 それでは、令和元年度教育委員会関係補正予算のうち、教育施設課の補正予算についてご説明をいたします。

事業一覧のG I G Aスクールネットワーク構築事業です。

この事業は、国のG I G Aスクールネットワーク構想の推進や、新たな小・中学校学習指導要領への対応のため、小・中学校のネットワーク環境及びI C T環境を整備するものです。国のG I G Aスクール構想では、S o c i e t y 5 . 0時代に向け、子どもたちの未来を見据え、児童・生徒向けの1人1台学習用端末、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想で、誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育、I C T環境の実現に向けた施策として、児童・生徒に1人1台の学習用端末と、全員が一度にアクセスしても利用できる通信環境を整備するとされております。

1月末に成立した国の補正予算のうち、G I G Aスクール構想の実現分として、児童・生徒1人1台端末の整備に1,022億円、校内通信ネットワークの整備に1,296億円の合計2,318億円が措置されており、児童・生徒1人1台端末の整備は、令和5年度まで実施、校内通信ネットワークの整備につきましては、令和2年度中の実施が求められております。

国の補助制度では、校内通信ネットワークの整備につきましては、補助の対象としては、各教室への無線アクセスポイントの設置と10G b p sの通信速度で接続できる校内L A N環境の整備で補助率は2分の1、1校当たりの限度額は3,000万円となっております。補助要件にある対象工事は、カテゴリー6 Aと言われる10G b p sに対応したL A Nケーブルの敷設、ハブスイッチの設置、無線アクセスポイントの設置及び設計・事務費

で、充電保管庫は同時に整備した場合のみ補助対象に含まれることとなっております。

事務局といたしましては、端末の整備につきまして、令和5年度までに1人1台端末の実現に向けて計画的に整備していく予定です。校内通信ネットワークの整備につきましては、市内小・中学校では直近で整備した学校でもLANケーブルやハブスイッチなどは1Gbps対応で、整備年次が古い学校では100Mbps対応となっていることから、国の補助金を活用して小・中学校23校全てを令和2年度で整備しようとするものであります。市の補正予算としては、工事請負費6億1,200万円、設計委託料3,680万円、その他事務費220万円、財源といたしまして、国庫補助金3億880万円、市債3億4,220万円として、歳入歳出ともに6億5,100万円を計上したところでございます。あわせて繰越明許費を設定し、令和2年度へ繰り越しして事業を実施する予定であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 子ども課の補正予算について、ご説明をいたします。

子ども・子育て支援事業と留守家庭児童対策事業、この2つの事業については、国の交付金を受けて実施をしている事業でございますが、平成30年度、事業の清算に伴い返還金が生じましたが、手続き上30年度内の対応ができないことから、31年度、今年度予算で交付金の余剰分を償還いたします。

次の青少年育成事業については、青少年健全育成基金へ63万円ご寄附いただいていることから、その寄附金積み立てのために62万9,000円を増額補正するものでございます。

次の保育所入所運営事業、幼稚園入所運営事業、子育て施設等利用給付事業、栗沢認定こども園運営事業、この4事業については、それぞれの施設利用者の状況によって、運営費並びに給付金が変わってくるわけですが、いずれの事業についても利用実績から運営費、給付費等が不足するため、それぞれ増額補正をするものでございます。

説明については以上でございます。

○杉田緑陵高等学校事務長 それでは、令和元年度補正予算、緑陵高等学校分について、説明をさせていただきます。

緑陵高等学校の補正予算につきましては、先ほど教育施設課長のほうからも説明がありました、国のGIGAスクール構想に基づく国の令和元年度補正予算において、メニュー化されましたGIGAスクールネットワーク、校内のネットワーク事業の整備にかかわる分として、計上させていただいております。内容については、ほぼ先ほどの教育施設課長の説明と同様となりますが、この中で小・中学校と高等学校での補助の対象となる部分について、一部差異がございますので、そちらを説明させていただきます。

小・中学校におきましては、基幹スイッチですとか、LANケーブル、カテゴリ6Aの敷設と教室への無線アクセスポイントの設置、それにあわせて、充電保管庫につきましても補助の対象となっているところでございますが、高等学校につきましては、この充電保管庫につきましては、補助の対象とはなっておりません。

また、小・中学校におきましては、令和5年度までの1人1台端末に対しまして、補助が設けられているところがございますが、高等学校については1人1台端末に向けての端末整備に関しての補助制度は設けられていないところがございます。

緑陵高校といたしましては、校内の1人1台端末で対応できる環境の整備ということで今回の補助制度を使い整備をさせていただきたいと考えております。また、今後におけます1人1台の端末の整備等に向け、公立高校等の状況、もしくは他府県等の高校における整備の状況等を勘案しながら、今後、検討をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第5号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にないですか。

○武蔵委員 確認ですが、GIGAスクールネットワークで、半額が地方債ですので、国で措置されて、最終的には、市負担部分というのは、実質的にはどれぐらいでしょうか。

○是廣教育施設課長 市債の関係の実際に市の持ち出し負担となる部分につきましては、総事業費の20%相当が実負担となるということで、国のほうからは示されております。補助金が2分の1、今回は充当率100%の補正予算債というものを活用させていただきますが、この補正予算債につきましては、後年度の元利償還額の60%が後から戻ってくるという形になりますので、実負担額は20%ということになります。

○杉野委員 それにかかわって教えていただきたいんですが、児童・生徒1人1台の学習用端末を準備するということだと思いますが、これに関する文科省のホームページ等を見ると、1台当たり4.5万円程度の補助しかない。それと、3クラスに1クラス分の端末を準備するという話も聞こえてきていたんですが、本当に1人1台準備するということになるのでしょうか。もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○戸沼学校教育課長 端末の整備につきましては、学校教育課が所管することになりますので、私からご説明させていただきます。まず、3人に1人分の端末については、従来から、例えばパソコン教室のパソコンの整備等に地財措置、要は交付税で、その部分が入って来ていまして、国のほうでは、3人に1人分は、その地財措置の中で整備していくべきだろうということで、補助対象外となります。残る3分の2の部分については、令和元年度の国の補正予算で対応ということになりますが、先ほど、補助上限1台あたり4万5,000円のお話が出ておりましたが、選択肢として3つありまして、そのうちの1つは、今現在4万5,000円以内でおさまる端末として、既に用意されている状況になっています。ほかの2つについても聞いているお話ですと、国の状況を見て、それぞれ上限額に合うような機種をこれから出していくという話をお聞きしておりますので、最終的には、この上限を超えないような形になるのではないかなとは予想はしております。ただし、現状、まだ正式な話がきておりませんので、そこは今後、本当に補助上限に収まるのかということも含めて、確認する必要があります。

いずれにしても、機種については、やはり子どもたちにとって使い勝手がいいものという視点も持って、最終的にどこの端末を用意するのか、そこは検討したいと思います。

関連しまして、先ほどの令和2年度予算の指導室の研究所関連の予算の中で、来年度、20台のタブレット端末、これを用意する予算を確保できたという話が指導室長から出ておりましたが、これは1人1台の児童・生徒への端末整備に先行して、まずは、先生方がそれを使って子どもたちに教えられる、先生方のスキルを高めるための機器購入ということで、来年1年、そういう部分で先生方に十分勉強していただきまして、子どもたちに令和3年度以降、十分指導できるような環境もあわせて考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○杉野委員 わかりました。ありがとうございます。

○三角教育長 これについては指導面も含めて検討しているということですね。

ほかよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第5号につきましては、原案のとおり決定いたします。

なお、議案第5号につきましても、市議会第1回定例会に諮られ、市議会の議決を経て決定されます。

続きまして、日程番号4、議案第6号 令和2年度教育行政方針の設定についてを審議いたします。

まず、私のほうから説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

令和2年度教育行政方針について、昨年度との変更箇所を中心にしながら、大まかに内容を説明させていただきます。

最初に、目次についてです。昨年同様、学校教育の推進、社会教育の推進、そして子ども・子育て支援の推進、それに加えて「はじめに」、また「おわりに」という構成としております。

まずは、1ページ目、「はじめに」ですが、「子どもたちの将来は」から始め、「そうした時代を迎える子どもたちには」と、子どもたちが育つ社会、将来の社会状況を想定し、そして、それに伴って育成する必要がある力について、記載しております。

また、令和2年度の岩見沢の目指す教育の姿を「子どもが輝く岩見沢の教育づくり」としました。これにつきましては、過去、平成21年から28年度、8年間もこの同様の目指す姿として設定しておりました。それまで、平成16年から20年までは「子どもが主役の学校づくり」、それが平成21年から「子どもが輝く岩見沢の教育づくり」となっていますが、昨年、一昨年と子どもを大切にする、子どものときめきを大切にするという一方で、さらに原点に返って軸をぶらさないという学校づくり、教育づくりに視点を戻したところですが、今回、改めて、再度「子どもが輝く」という本来の教育づくりを進展させていくという願いをもって定めたところです。「子どもが輝く」という土台となる一人一人の子どもを尊重するという教職員の意識が前提に立つということによって、教育づくり

が進展してくる、効果がさらに増すものと考えております。

「学校教育の推進」に入ります。「新しい時代に対応できる力の育成」では、「教えて考えさせる」授業スタイルを取り入れる、その目的を説明しております。そのために、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかを重視し、子どもの思考に働きかけるとしております。そのイメージとして、子どもの声が響き合う「子どもが創る授業」を推進し、教師主導の教え込み授業からの脱却を目指したいと考えています。

また、カリキュラム・マネジメントにつきましては、状況を的確に把握し、目標を明確にしたという記載で、その手法をより具体的に記しています。英語につきましては、話すという1技能から使えるという4技能に視点を当てて、そうした対応の記述をしました。

「豊かな人間性と健やかな体を育成する教育の推進」では、ピア・サポート導入のねらいである、よりよい仲間づくりを加えております。昨年までの積極的な生徒指導については、教師主導の厳しい生徒指導のイメージがつきまとうところから、子どもを主体として、子どもに寄り添う日常指導として、問題対応の生徒指導だけではなくて、日常的なさまざまな指導を含むものとしております。

岩見沢で生まれ育ったことにつきましては、生まれ育つこと自体が誇りを持つことではなくて、岩見沢の特徴や環境、資源を含めて、人、歴史、文化、自然ということで、学校教育がテーマとして取り扱う、その内容を具体的に明記して変更しております。

「育ちと学びを支える教育環境の充実」では、教育支援センター、それから特別支援教育、S・Eスタディ、教育研究所、学校の適正規模や施設について、各施策の概要を記載しております。

「信頼と期待に応える開かれた学校づくり」では、学校における働き方改革について、その目的を含めて、業務の見直し、改善により、「子どもと向き合い、子どもを徹底して大切に教育の実現に向けて」と追記しております。また、コミュニティ・エリアについても記載し、子どもの見守り、安全・安心の確保についても、ここに記載をしております。

「緑陵高等学校の教育の充実」、「学校給食の充実」では、わかりやすい文言整理とされているところがございます。

次、「社会教育の推進」に入ります。ここでは、「第2期岩見沢市社会教育中期計画」が策定されたことから、その旨を記載しております。

「生涯学習の充実」、「芸術・文化活動の推進」、「スポーツ活動の推進」、「図書館運営の充実」では、文言を整理するとともに、「スポーツ活動の推進」において、今回、東京オリンピックのマラソン、競歩が札幌で開催されることに伴っての記載をしています。

「子ども・子育て支援の推進」に入ります。子ども・子育て支援の充実では、「第2期岩見沢市子ども・子育てプラン」の策定に伴い、記載を整理するとともに、保育の無償化に伴う文言整理を行っております。

「子育て相談体制の充実」では、「えみふる」の相談体制を記載するとともに、「えみ

ふるファイル」の取り組みを加えております。

「放課後活動の充実」では、放課後児童クラブにおける学校休業日の受入時間を1時間早めたことを記載しております。

「青少年健全育成の充実」では、新たな取り組みとして、子どもを育てる活動に取り組む団体等への支援、それから携帯電話・スマートフォン利用に対応した取り組みについて、記載しております。

最後、「おわりに」についてですが、「営み」を「もの」と変え、コミュニティの形成については、「人づくり」、それから「まちづくり」という記載に変えて、教育施策につながる文言に変更をしております。

以上で、令和2年度教育行政方針の変更点を中心とした概略を説明させていただきましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 基本的な方針もしっかりとうたっていると思いますし、その上で、誰が何をするのかという部分もしっかりと書かれていると思いますので、文句のつけようがないかなと思うんですが、重箱の隅をちょっとつつきますと、この学校給食の1段落目で、云々の学校給食に取り組んでまいりますというのが、本当は提供してまいりますとかがいいのかなと、去年も同じようなんですが、ちょっとその辺の文言がどうなのかなというところ。あとは、今言っていた「えみふるファイル」ですが、ネーミングが浸透しているのかどうかというところがあります。このままいっても問題はないんですかね。

○三角教育長 「えみふるファイル」については、今年度、学校現場で初めて配布して、これが6年後、7年後になったときに、学校でそのまま活用できるということでの期待感があります。あと、関係機関には、もう相当浸透しているんじゃないかなと思うんですが、市民がこれから実際に目にしていく中で広がっていくのかなと思っています。

○所社会教育・子育て支援担当次長 支援者として関係してくる方には、昨年から説明をしているので浸透はしているんですが、一般の方には、健診で受け取って、初めて出会う名前かなと思いますので、それは今後かなと思います。

○武蔵委員 PRもしていけばいいのかなと思います。

○三角教育長 管内の特別支援教育推進会議においても、これ必ず話題にするようにしているんですが、結構注目されています。教育大学札幌校の先生やなんかも、とても良い取り組みと評価していただいているところです。これが全道的に広がっていくといいですね、こういう形で。

あと、給食のほうですが、「取り組んでまいります」というところが、ちょっと文言として、弱いんじゃないかというところだと思うんですが、どうでしょうか。

○田公学校給食課長 「取り組んでまいります」という表現なんですが、学校給食は、当然のことながら給食を提供するという重要な役割を担っておりますが、同時に、それを通して、食育ということも取り組んでいるところでございます。そういったこともありまして、単純に「提供」という言葉ではなくて、両方含めた形で「取り組む」という表現

にさせていただいているところでございます。

○三角教育長 文言をそれぞれ統一して整理したところなんですよね。

○武蔵委員 わかりました。

○三角教育長 ほかがございますか。このような形で今年度進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 では、この件について、ご異議がなければよろしく願いいたします。

続きまして、日程番号5、議案第7号 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、議案第7号について、ご説明いたします。

本条例は、留守家庭児童を対象とする放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めた条例です。関係する条例の概要をご覧ください。

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格、必要な人数については厚生労働省令に定められていますが、児童福祉法の一部改正に伴い、その基準が従うべき基準から参酌基準に緩和されました。それを受けて配置基準や資格要件を条例で定めることになるわけですが、児童40人に対し指導員2名という配置基準はそのままに、資格要件に関する経過措置期間を「令和2年3月31日までの間」から「当分の間」に改めることとしています。

放課後児童支援員は、保育士等の資格を有した上で、都道府県または政令指定都市が行う研修を修了しなければなりません。本市には84名の支援員がいますが、北海道及び札幌市が行う研修には、自治体ごとに参加上限が決められており、今年度末までに全員が受講することができないということ、また、毎年、一定の新規採用があることなどから、毎年、研修受講計画の見直しが必要となってまいります。そのことから、経過措置期間を「当分の間」に改め、引き続き計画に基づいて研修に派遣して、クラブの安定した運営と保育の質の確保に努めたいと思っています。

2枚めくっていただきますと、研修受講計画を記載しています。1月27日現在、27名（令和2年度：20名、令和3年度：7名）の未受講者がおります。令和2年度の27名については、令和2年度採用を予定している職員も含んでいるところでございます。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○三角教育長 ただ今、議案第7号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

改正内容については、このとおりでよろしいですね。何かご質問等ございますか。

○菊池委員 20名というのが受講にあたって限度の人数ですか。

○所社会教育・子育て支援担当次長 大体20名以下で指定されてきますので、これ以上受講できない状況です。

○菊池委員 そのため、令和3年度は7名未受講になると。

○杉野委員 「当分の間」というのは、いつごろまでのことを考えているのか、見通しはありますか。

○所社会教育・子育て支援担当次長 道内全市間い合わせをしまして、どのように改正するかという情報を整理したのですが、「当分の間」はいつまでという縛りはないんですが、何らかの定めをしなければいけない、期限を切って定めなければいけない場合に使う表現になっていますので、いつまでに終了するというのは特段、現時点では定めておりませんが、今後の研修受講状況などを見た上で次の改正を行うことになるかと思えます。

○三角教育長 この件について、ご異議がなければ、このように決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 このようなことで、決定させていただきます。

それでは、議案第7号につきましては、原案のとおり決定いたしますが、議案第7号につきましても、市議会第1回定例会に諮られて、市議会の議決を経て決定されます。

続きまして、日程番号6、議案第8号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 議案第8号についてご説明いたします。条例の概要をご覧ください。

児童福祉法の一部改正により、本条例に引用している同法第34条の20第1項第4号が同項第3号に繰り上げられたことに伴い、引用規定を改正するものです。新旧対照表をご覧くださいればわかりますように、「第4号」を「第3号」に改訂するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第8号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第8号につきましても、原案どおり決定いたします。

なお、この議案につきましても、市議会第1回定例会に諮られ、議決を経て決定されます。

続きまして、日程番号7、議案第9号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 議案第9号についてご説明します。

改正文が17ページまでありますが、その次のページに改正する条例の概要をまとめて

ありますので、そちらをご覧ください。

この条例については、内閣府令に準じて定めている条例ですが、今回、省令の改正がありましたので、それに合わせて改正をするものです。

改正の内容は大きく分けて2点あります。1点目は、内閣府令第7号による改正で、特定地域型保育事業（1）について、連携施設の確保に係る基準の緩和を行うものです。ちなみに、現在、市内には定員19人以下の小規模保育事業所が3か所あり、4月には、さらに1園開園して計4か所となりますが、いずれの施設についても、今回の基準緩和に該当する施設ではございませんので、本改正部分の適用予定はありません。

それでは、改正内容についてご説明します。

基準緩和の1点目は、連携施設についてです。

特定地域型保育事業のうち、保育者の居宅、自宅などで子どもを保育する家庭的保育事業者で、連携施設の確保が著しく困難である場合は、連携施設の3つの役割、①、②、③となっていますが、その3つの役割のうち、必要に応じた団体保育の提供、卒園児の受け皿となるという点について、適用しないことができるよう条件が緩和されました。ただし、連携施設にかわって連携協力を行うものとして、小規模保育事業や企業主導型保育事業、つまり認可保育所、認可幼稚園以外の施設でも構わないので連携事業所を確保することが必要となってきます。

基準緩和の2点目は、特例措置についてです。保育所型事業所内保育事業のうち、従業員を対象としたものについては、従業員を対象とする部分は認可外保育施設の扱いになりますが、定員に余裕があつて地域に開放する枠を設ける場合、その地域枠部分のみが本条例に該当する保育事業となります。その場合、他の地域型保育事業と同様、連携施設を確保する必要がありますが、その保育所において満3歳以上の受け入れを行っており、市長が適当と認めるものについては、連携施設を確保しないことができるということとなりました。

基準緩和の3点目は、経過措置の延長です。これまでも連携施設の確保が著しく困難である場合には、確保しなくても事業実施できる経過措置期間を5年間としていました。ことは、その5年目に当たり最終年度となりますが、この経過措置期間がさらに5年間延長されます。

次に、（2）内閣府令第8号による改正で、これについては、昨年10月の保育料無償化に伴う改正になります。

保育料無償化の内容については、昨年9月の定例教育委員会において、予算補正とあわせてご説明をしたところであり、幼稚園と保育所の保育料無償化、認可外保育施設等の利用に対する子育て支援給付費、副食費徴収など、実際の運用については、既に始まっています。本来であれば、条例を改正した上で保育料無償化に対応するところですが、内閣府令第8号に基づく改正については、市の条例改正が施行されるまでの間は内閣府令による改正後の運営基準を市町村の条例で定める基準とみなすという旨の経過措置がありました。

無償化については、限られた担当職員で準備に当たらなければならない、その事務量も膨大であったため、無償化への円滑な移行を優先して、条例改正については経過措置を適用し、令和2年度予算とあわせて3月の市議会第1回定例会で改正することとしたものです。

改正内容は、既に運用している内容に基づいて改正したもので、副食費の徴収と徴収賦課とする対象について、無償化に伴う支給認定区分の追加と認定の名称の変更について、その他文言整理など、所要の規定の整備となっています。

説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第9号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

省令改正に伴う改正ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第9号につきましては、原案のとおり決定いたします。

なお、議案第9号につきましても、市議会第1回定例会に諮られ、議決を経て決定されます。

続きまして、日程番号8、協議3 岩見沢市立小・中学校の適正配置計画の策定についてを審議いたします。

説明をお願いします。

○戸沼学校教育課長 それでは、岩見沢市立小・中学校適正配置計画の策定について、ご説明させていただきます。

資料は適正配置計画の本編、その後ろにA3判の概要版を2種類用意させていただいております。

最初に、適正配置計画の本編の構成について説明いたします。目次の方をご覧ください。

「はじめに」からスタートし、「岩見沢市が目指す教育」、「適正配置計画の考え方」、「前期計画」、「後期計画」、「学校規模の適正化に向けた今後の対応」、「おわりに」ということで構成されておりまして、資料の最後に適正配置計画策定までの取組みと児童・生徒数の推移を掲載しているところでございます。

内容については、A3判の概要版でご説明したいと思いますが、まず、全国的に少子化が進んでいる中、当市においても同様の傾向が続いておりまして、学校の小規模化による教育環境への影響、これが懸念されていることから適正配置計画を策定するというのを「はじめに」の部分に記載しております。

さらには、適正配置計画の考え方になりますが、計画期間は、令和元年度から10年度までの10年間とし、10年間の見通しをもって計画期間を前期と後期、5年ずつに分け、前期は対象校をどのように適正化を図るのか具体的な内容を、後期は学校規模の適正化の

見通しを示すものとして、本計画を策定しております。

計画対象校の範囲でございますが、令和5年度の児童・生徒数による学級数が1学年1学級で、クラス替えのない小学校6学級以下、中学校3学級以下を基本として検討し、具体的には、前期においては小・中学校とも北村、栗沢のそれぞれの小・中学校、後期においては、小学校は幌向、第二、北真、中学校は上幌向、豊としております。ちなみに、豊中学校については5学級でございますが、幌向小学校との接続や地域性、これを考慮して対象校としております。

資料の右側に参りまして、前期計画のところでございますが、基本的な考え方といたしましては、北村、栗沢の両地域は、平成17年度まで行政区域が分かれていたことや、隣接校との統合を検討した場合、通学上の負担が大きくなることから地域に学校を残すことが必要と判断しております。

また、学校の小規模化による教育環境の影響に対しまして、それを補完する方策として、9年間を通した柔軟な教育課程の中で、小学校1年生から中学校3年生までの幅広い交流活動や仲間づくり、さらには専門性を生かした教員の相互乗り入れ指導などに取り組むことができる小中一貫教育の導入を進めるとしております。

その具体的な手法としては、北村、栗沢、それぞれその下段に書いてありますが、北村については、既存の校舎を有効活用し、義務教育学校もしくは小中一貫型の小学校・中学校として計画を進めていくとしております。また、栗沢地域については、義務教育学校もしくは小中一貫型小中学校として計画を進めるとともに、校舎等の改修についても検討していくとしております。

栗沢については、本編の中には出ているんですが、小学校が建築後28年、中学校は建築後49年と、両校とも改修を検討する時期ということもありまして、このような整理しているところです。

スケジュールについては、両地域とも今年度から検討をスタートいたしまして、早期実現に努めるとしております。後期計画については5校、対象校がありますが、前期計画の進捗状況を踏まえて、改めて令和5年度末までに計画を策定するとしております。

最後に、学校規模の適正化に向けた今後の対応といたしましては、教育研究所内に準備室を設置しまして、小中一貫教育の導入に伴う教育課程の編成や組織の体制、さらには、教育環境の整備等について具体的に検討を行っていくとしております。

なお、本日ご協議いただいた後、21日、議会の総務常任委員会に報告を予定しております。さらには、来週の26日と27日、栗沢、北村でそれぞれ地域説明会を開催する予定となっております。これらを経て、3月中には、正式な計画として公表することとしたいと考えているところです。

説明は以上でございます。

○三角教育長 ただ今、協議3についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

まず、概要について。

○菊池委員 現地説明会の地域の人への案内は、どのようにしていく予定ですか。

○戸沼学校教育課長 まず、今週の月曜日かと思いますが、保護者の方々には、学校、児童・生徒を通じて案内をしております。さらに、地域の方々については、地区協の代表の方とご相談し、それぞれの代表となっている方々に直接ご案内をしております。さらには、その方々以外にも参加していただくことを可能としておりますので、ただ今、市のホームページにその旨記載しているのと、あわせてプレスリリースをしまして、報道関係からも周知をしていただく予定としております。

○菊池委員 わかりました。ただ、26日のことなんで、今日の日付と考えて、地域の人に知らせるには遅いのかなという気がちょっとしたもので。

○三角教育長 どうしても議会のほうに説明しないといけないので。

○菊池委員 そうですね。21日の後じゃないとだめだと。

○三角教育長 はい。

○菊池委員 わかりました。

○三角教育長 「はじめに」から適正配置計画の考え方までで何かございますか。

○武蔵委員 2ページ目の出だしのところで、「A I と呼ばれる人工知能の」という言い回しをしているところ、A I だけが人工知能じゃないという意味合いなんですか。ちょっと細かいところで済みません。

○戸沼学校教育課長 計画ですので、どなたにもわかりやすいようにという意味合いでこのような表現をとったんですが、文言として、何かご意見をいただくのであれば、今から修正ということもできますが、いかがいたしましょうか。

○三角教育長 知らない人がいるから呼ばれるんですが、「A I と呼ばれる」というのは、一番狭くした言い方。

○菊池委員 A I といって、ぴんとこない人もいるかもしれないという意味。

○武蔵委員 「人工知能」でもいいのかと思ひまして、ペーパーですから。

○三角教育長 そんなことで、あえて説明調にしたんですね、。いいでしょうか。

○杉野委員 すみません、1点教えてください。今のところの下から、社会で活躍するための「外に向かう力」を育てるとかと書いてあるんですが、社会で活躍するための「外に向かう力」を育てることと書いてあるんですが、わかりやすくいうとどういうことなんでしょうか。

○戸沼学校教育課長 実は、これは指導室のほうで進めています3本の矢、これまでも、ご説明等もあったと思うんですが、その中の内容を引用して、ここに記載している形になります。杉野委員がおっしゃる「外に向かう力」については、指導室のほうから説明させていただきたいと思ひます。

○畷野指導室長 「外に向かう力」、これはみずから未来を切り開いていくための力を育てる授業づくりという中で、社会で活躍するために外に向かう力を育てるという文言で出て

きております。内容については、外国語教育の実践・充実、情報活用能力の育成ということで、例えばグローバル化に伴う外に向かう、海外ですとか、そういうイメージ、そして情報活用能力という部分も加えて、「外に向かう力」ということで表現させていただいております。

○杉野委員 わかりました。

○三角教育長 ほかよろしいですか。

前期配置計画の後からいかがでしょうか。

○武蔵委員 具体的な北村地区、栗沢地区ですが、今は協議の段階なんで、義務教育学校もしくは小中一貫型小学校・中学校という両立ての表現にしていますが、最終的にまとめるときも、ここまでおさめるのか。

○畠野指導室長 そのつもりです。先に決めつけて地域と当たるのではなくて、幅を持たせた形で、どういう教育づくりをしたらいいかという土台を検討していく、そんな方向にしていこうかなと考えています。

○武蔵委員 はい、わかりました。

○三角教育長 じゃあ、「おわりに」までよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 では、この件について、ご異議がなければ、このような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 よろしくお願いいたします。

続きまして、その他に移ります。委員の皆さんから何かございませんか。

なければ、事務局から何かありますか。

それでは、特になければ、来月の定例会の日程についてですが、3月18日が第3水曜日となりますが、都合により3月16日月曜日、午前10時から開催したいと思います、委員の皆さんはよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 場所については、であえーる岩見沢4階の会議室1で行いたいと思います。それでは、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、第2回教育委員会定例会を終了させていただきます。ご苦勞さまでした。

午前11時23分閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員